

○大分県立自然公園条例施行規則

昭和三十三年三月二十二日

大分県規則第二十四号

大分県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

大分県立自然公園条例施行規則

(公園事業となる施設の種類)

第一条 大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号。以下「条例」という。)

第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
 - 二 広場及び園地
 - 三 宿舎及び避難小屋
 - 四 休憩所、展望施設及び案内所
 - 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
 - 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
 - 七 運輸施設(主として県立自然公園区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和三十六年法律第八十三号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
 - 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
 - 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
 - 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
 - 十一 砂防施設及び防火施設
 - 十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)
- (昭四九規則五・平一五規則六二・一部改正)

(知事が定める公共団体)

第二条 条例第九条第二項に規定する知事が定める公共団体は、港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)に定める港務局とする。

(平一五規則六二・一部改正)

(公園事業の執行の協議又は認可)

第二条の二 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議をし、又は認可を受けるものとする。

(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第三条 条例第九条第四項の執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議書(認可申請書)(第一号様式)を提出して行うものとする。

- 2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
 - 二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
 - 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- 3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。
 - 一 個人にあつては、住民票の写し
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
 - 六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - 八 事業資金を調達することができることを証する書類
 - 九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
 - 十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - 十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - 十二 公園事業の執行に関し、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(平二二規則五九・全改、平二四規則一五・一部改正)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第三条の二 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に

掲げるものとする。

- 一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項
(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第四条 条例第九条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業変更協議書(認可申請書)(第二号様式)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更しようとする年月日
 - 四 変更を必要とする理由
 - 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- 2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。
(平二二規則五九・全改、平二四規則一五・一部改正)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第四条の二 条例第九条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業変更届出書(第二号様式の二)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由
(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(承継の協議又は承認の申請)

第四条の三 条例第九条の三第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業承継協議書(承認申請書)(第二号様式の三)を提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の

氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第九条の三第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業承継申請書(第二号様式の四)を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(公園事業の休廃止の届出)

第四条の四 条例第九条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業休止(廃止)届出書(第二号様式の五)を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(平二二規則五九・追加)

(認可の失効の届出)

第四条の五 条例第九条の五第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業執行認可失効届出書(第二号様式の六)を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類
(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(特別地域の区分)

第四条の六 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- 二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- 三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

(昭五〇規則四六・追加、平二二規則五九・旧第四条の二繰下)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第五条 条例第十三条第四項の許可を受けようとするものは、次に掲げる当該許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別地域内工作物の新(改、増)築許可申請書(第三号様式)
- 二 特別地域内木竹の伐採許可申請書(第四号様式)
- 二の二 特別地域内木竹の損傷許可申請書(第四号様式の二)
- 三 特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)許可申請書(第五号様式)
- 四 特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書(第六号様式)
- 五 特別地域内広告物の設置等許可申請書(第七号様式)
- 六 特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書(第七号様式の二)
- 七 特別地域内水面の埋立(干拓)許可申請書(第八号様式)
- 八 特別地域内土地の形状変更許可申請書(第九号様式)
- 九 特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書(第十号様式)
- 十 特別地域内動物の捕獲(殺傷)(卵の採取(損傷))許可申請書(第十号様式の二)
- 十の二 特別地域内植物の植栽(播は種)許可申請書(第十号様式の三)
- 十の三 特別地域内動物の放出許可申請書(第十号様式の四)

十一 特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書(第十一号様式)

十二 特別地域内車馬の使用許可申請書(第十二号様式)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(昭四九規則五・平三規則一・平一五規則六二・平二二規則五九・平二五規則四六・一部改正)

(特別地域内における行為の許可基準)

第五条の二 条例第十三条第五項の基準については、自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)第十一条に規定する国立公園及び国定公園に係る行為の許可基準の例によるものとする。

(平一二規則六四・追加)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第六条 条例第十三条第九項第四号に規定する知事の定める行為は、次に掲げるものとする。

一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増

築すること。

- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第十三条第四項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 九 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- 十 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 十一 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)
- 十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十五条第一項の規定により史跡

名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

- 十三 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- 十四 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十五 巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。
- 十六 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十六の二 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- 十七 宅地内の木竹を伐採すること。
- 十八 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。
- 十九 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木材を伐採すること。
- 二十 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 二十一 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 二十二 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 二十二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 二十二の三 宅地の木竹を損傷すること(条例第十三条第四項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)
- 二十二の四 自家用のために木竹を損傷すること。
- 二十二の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 二十二の九 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十三 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第十四条第一項の知事の許可に係る木竹であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
- 二十二の十四 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第三項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

二十二の十五 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

二十二の十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

二十二の十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

二十二の二十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十三 宅地内の土石を採取すること。

二十四 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二十五 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試錐すいを行うこと。

二十六 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十七 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十八 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類するものを建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

二十九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

三十 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名坂、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

三十一 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置するこ

と。

三十二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

三十二の二 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

三十二の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

三十二の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

三十二の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十三 宅地内にある植物で、条例第十三条第四項第十号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

三十三の二 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例第十四条第一項の知事の許可に係る植物であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを採取し、又は損傷すること。

三十三の三 農業を営むために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。)

三十三の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

三十三の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第十三条第四項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

三十三の六 宅地内に木竹を植栽すること。

三十三の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

三十三の八 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の九 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例第十四条第一項の知事の許可に係る動物であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十一 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第三項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十二 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十三 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

三十三の十五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

三十三の十六 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十三条第四項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

三十三の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

三十三の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

三十三の十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする事。

三十三の二十 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

- ロ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 三十三の二十一 家畜を係留放牧すること(条例第十三条第四項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。)
- 三十四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
- 三十五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
- 三十五の二 森林施業のために車馬を使用すること。
- 三十五の三 漁業を営むために車馬を使用すること。
- 三十五の四 漁業取締のために車馬を使用すること。
- 三十五の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬を使用すること。
- 三十五の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬を使用すること。
- 三十五の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬を使用すること。
- 三十五の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。
- 三十五の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。
- 三十五の十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬を使用すること。
- 三十五の十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬を使用すること。
- 三十五の十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原

状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

三十六 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(昭四九規則五・全改、昭五八規則六四・平元規則三五・平三規則一・平一二規則六四・平一五規則六二・平一七規則六三・平二二規則五九・平二六規則九・平二七規則一二・一部改正)

(普通地域内における行為の届出)

第六条の二 条例第十五条第一項の規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

一 普通地域内工作物の新(改、増)築届出書(第十三号様式)

二 特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書(第十四号様式)

三 普通地域内広告物の設置等届出書(第十五号様式)

四 普通地域内水面の埋立(干拓)届出書(第十六号様式)

五 普通地域内鉱物の掘採(土石の採取)届出書(第十七号様式)

六 普通地域内土地の形状変更届出書(第十八号様式)

2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(昭四九規則五・追加、平三規則一・一部改正)

(工作物の基準)

第七条 条例第十五条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海面以外の区域

イ 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル

ロ 送水管 長さ七十メートル

ハ 鉄塔 高さ三十メートル

- ニ 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- ホ ダム 高さ二十メートル
- ヘ 鋼索鉄道 延長七十メートル
- ト 索道 傾斜亘こう長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- チ 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- リ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
- ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

二 海面の区域

- イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル
 - ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル
- (昭四九規則五・平二六規則九・平二七規則五九・一部改正)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第七条の二 条例第十五条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 第六条第一号から第十六号の二まで、第二十四号から第三十二号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる行為
- 二 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築すること。
- 三 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- 四 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- 五 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 七 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第四号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。
- 八 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 九 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 十 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十一 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 十二 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十三 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十四 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十五 養浜のために土地の形状を変更すること。

十六 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十七 前条第一号の基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十八 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十八の二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

十九 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(昭四九規則五・追加、平元規則三五・平三規則一・平一五規則六二・平一七規則六三・平二二規則五九・平二六規則九・一部改正)

(既着手行為等の届出書)

第七条の三 条例第十三条第六項、第七項又は第八項の規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

一 特別地域内行為着手済届出書(第十九号様式から第二十四号様式の七まで)

二 特別地域内非常災害応急措置届出書(第二十五号様式)

三 特別地域内木竹の植栽届出書(第二十六号様式)

四 特別地域内家畜の放牧届出書(第二十七号様式)

2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十三条第七項の規定による届出にあつては、第五条第二項第一号に掲げる図面を添え

れば足りるものとする。

(昭四九規則五・追加、平三規則一・平一二規則六四・平二二規則五九・一部改正)

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第七条の四 条例第十三条第四項の許可を受けた行為又は条例第十五条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第五条第二項又は第六条の二第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面(以下この条において「添付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。
- 3 第一項に該当するもののほか、条例第十三条第四項に規定する許可の申請又は条例第十五条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであること、その他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

(昭四九規則五・追加、平二六規則九・一部改正)

(生態系維持回復事業の確認)

第七条の五 市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(平二二規則五九・追加)

(生態系維持回復事業の認定)

第七条の六 県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から起算して二年を経過しない者

- 二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(平二二規則五九・追加)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第七条の七 条例第十九条の三第四項の規定による生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(第二十七号様式の二)を提出して行うものとする。

2 条例第十九条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第十九条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第二十七号様式の三)

(平二二規則五九・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第七条の八 条例第十九条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(平二二規則五九・追加)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第七条の九 条例第十九条の三第七項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(第二十七号様式の四)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

(平二二規則五九・追加)

(軽微な変更の届出)

第七条の十 条例第十九条の三第九項の規定による変更の届出は、生態系維持回復事業変更届出書(第二十七号様式の五)を提出して行うものとする。

(平二二規則五九・追加)

(風景地保護協定の基準)

第八条 条例第二十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養蓄の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(平一五規則六二・追加)

(風景地保護協定の公告)

第九条 条例第二十一条第一項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

(平一五規則六二・追加)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十条 前条の規定は、条例第二十三条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(平一五規則六二・追加)

(公園管理団体の指定基準)

第十一条 条例第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としないことその他条例第二十七条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(平一五規則六二・追加)

(証明書の様式)

第十二条 条例第十七条第三項、第十九条第三項及び第三十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第二十八号様式から第三十号様式までとする。

(平三規則一・一部改正、平一五規則六二・旧第八条繰下・一部改正)

(補償請求書)

第十三条 条例第三十三条第三項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

(平三規則一・一部改正、平一五規則六二・旧第九条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年規則第一八号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第六四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六二号)

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第五九号)

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一五号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二十二号の十四、第二十二号の十五及び第三十三号の十から第三十三号の十三までの改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大分県立自然公園条例施行規則第七条第一号ヌの規定は、平成二十七年十月一日以後に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設について適用し、同日前に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、なお従前の例による。